

令和4年 中間市農業委員会総会（11月）議事録

1. 開催日時 令和4年11月10日（木） 10時00分開始
10時50分閉会
2. 開催場所 中間市地域交流センター 2階 第1会議室
3. 出席委員 7名

会長 柴田 功	1番 白橋 宏	2番 井上俊子
3番 牧野謙二	4番 日高誠司	5番 貞末 照
6番 花田正則		
4. 推進委員 2名
田中久光 丸山政和
5. 傍聴者 2名
柴田広辞 阿部伊知雄
6. 事務局 4名
平川事務局長 池本係長 坂本 熊井
7. 議事日程について
報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（転用）
議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）
議案第12号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
(所有権移転)

【議事内容】

柴田議長：皆さんお揃いのようすで始めたいと思います。

ただいまの出席委員は7名で委員定数全員が出席しております。よって、令和4年11月の農業委員会は成立いたしました。それでは本日の会議を始めたいと思います。本日の日程は、お手元の議案書の要領で進行いたしますのでよろしくお願ひいたします。報告について議題といたします。報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（転用）」を議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

事務局：はい、資料の1ページ目をお開きください。

報告第1号 「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（転用）」です。

こちらの届出は、所有者と地目の変更を伴う届出となっております。今回1件届

出がなされましたので、ご説明いたします。農地の所在地中間市中鶴4丁目。面積592m²。譲渡人。福岡県遠賀郡水巻町二東3丁目。譲受人。北九州市若松二島2丁目。転用目的一般個人住宅。市街化区域内農地となっております。こちらの農地の位置図及び写真につきましては、2ページ目に載せております。説明は以上です。

柴田議長：はい、事務局から説明がありましたが、本件についてご意見ご質問はありませんか。

意見がないようですので、報告第1号を終わります。

次に議決事項について議題といたします。議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）」を議題といたします。それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

事務局：はい、資料4ページ目をお開きください。議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）」です。こちらは、農地のまま所有権を移転するものとなっております。こちらの農地は、市街化区域農地となっており農地中間管理機構をつかえないので、農地法第3条の申請となっております。農地の所在地中間市大字下大隈字尾尻。面積573m²。譲渡人。住所中間市大字下大隈。譲受人。住所中間市大字下大隈。こちらの位置図と写真につきましては、5ページ目に載せております。こちらの農地は農地法第3条の調査書の項目にすべて該当しない場合は、所有権移転の申請が可能となります。

第2項第1号（全部効率利用）、譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供するべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。こちらは該当いたしません。

第2項第2号（農地所有適格化法人以外の法人）、譲受人は個人であるためこちらのほうは該当いたしません。

第2項第3号（信託）、信託ではありませんので該当いたしません。

第2項第4号（農作業常時従事）、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれるためこちらは該当いたしません。

第2項第5号（下限面積）、譲受人が耕作の事業に供するべき農地は当該地区的下限面積を超えるのでこちらは該当いたしません。

第2項第6号（転貸禁止）、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりませんので、該当いたしません。

第2項第7号（地域調和）、申請地では、野菜等の作付を行い、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じな

いものと考えられます。

なお、事務局坂本と地元農業委員である日高誠司委員、地元推進委員である日高靖委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況を確認しております。その結果全て該当しない結果となっております。説明は以上です。

柴田議長：はい。ただいま事務局の説明がありましたが、本件についてご意見ご質問のある方は、挙手をお願いいたします。本件について賛成の方の挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。

全員賛成のため、原案どおり承認されました。これで議案第11号を終わります。

次に、議案第12号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）」を議題といたします。それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

事務局：はい、資料8ページ目をお開きください。「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」の所有権移転となっております。

こちらは、農地の所有者が農地管理機構に農地を売買し、農地中間管理機構から耕作者の方に売買することになります。今回は、所有者から機構の方への売買手続きとなっております。なお、所有者の移転を受ける者は、中間管理機構となっておりますのでそのまま継続して説明いたします。

1件目、農地の所在地中間市大字中底井野字金嶺。面積1,197m²、同じく字柏。面積744m²。同じく字柏。面積1,046m²、同じく字柏。面積126m²、同じく字柏。面積333m²。同じく字御所園。面積465m²。所有権を移転する者。住所中間市大字中底井野。所有権の移転を受ける者公益社団法人福岡農業振興推進機構。住所福岡市中央区天神4丁目。利用目的田、畑。売買価1,955,500円。移転時期令和4年11月25日。支払方法口座振替。支払期限令和4年11月25日。市街化調整区域内農地です。2件目、農地の所在地中間市大字下大隈字瀬戸。面積218m²。同じく字瀬戸。面積463m²。同じく字瀬戸。面積704m²。同じく瀬戸。826m²。同じく字瀬戸。面積898m²。同じく字宮田。面積827m²。同じく字宮田。面積1,635m²。同じく字宮田。145m²。同じく字宮田。面積720m²。同じく字宮田。面積925m²。所有権を移転する者。住所中間市大字下大隈。所有権の移転を受ける者公益社団法人福岡県農業振興推進機構。住所福岡市中央区天神4丁目。利用目的田。利用価格7,361,000円。移転の時期令和4年11月25日。支払方法口座振替。支払期限令和4年11月25日。

5日。市街化調整区域内農地です。3件目、農地の所在地中間市大字下大隈字土手外。面積786m²。所有権を移転する者。住所中間市大字下大隈。所有権の移転を受ける者。公益財団法人福岡県農業振興推進機構。住所福岡市中央区天神4丁目。利用目的田。売買価格900,000円。移転の時期令和4年11月25日。支払方法口座振替。支払期限令和4年11月25日。市街化調整区域内農地です。1件目から3件目の位置図10～12ページ載せております。写真は載せていません。説明は以上です。

柴田議長：事務局からの説明がありましたが本件についてご意見のある方は挙手をお願いします。採決をとります。本件について賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。

全員賛成のため、原案のとおり承認されました。

これで、議案第12号を終わります。

続きまして「その他について」を議題と致します。事務局ありませんか。

事務局：その他①令和4年度福岡県農業会議北九州支部/中間・遠賀地区会合同研修会の開催について。

柴田議長：以上で「その他について」を終わりたいと思います。

次に、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は会議規則第9条により議長において、井上委員、牧野委員を指名致します。

以上をもって全日程を終了致しましたので、本日の会議を閉会いたします。お疲れ様でした。

議事録署名委員

牧野 謙二

井上 俊子